

他人の著作物を利用する (違法着うたサイト)

中学生が最も多い利用者だといわれている着メロや着うたの違法サイトについて、利用者側も罰に問われることを警鐘する事例。「段階的指導モデル」における「C」に該当する事例である。

5分の指導でモチベーションが高まる



ねえねえ、C子さん、着うたや着メロって知ってる？

もちろん知っているわよ。携帯電話の音楽でしょ。調べてみると、ただでいろんな着うたや着メロが、ダウンロードできるのよ。



ちょっと待った！
着うたや着メロには著作権があるから、普通はちゃんとお金を支払って利用するものよ。もっとも、広告収入をもとに無料で提供しているサイトもあるらしいけれどね。
しかし、中には違法なサイトも多くあるのよ。
今までは違法サイトの業者だけが罰せられていたのだけど、今度は利用者、つまり、あなたたちも処罰を受ける対象となったのよ。
タダだからといって、違法サイトを利用しないように気をつけよう。

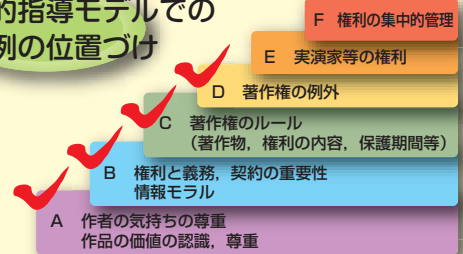
「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- 携帯電話の有効利用や問題点について扱う場合に、携帯電話の絡む著作権の内容として指導する。
- 著作権法の改正により、違法サイトの業者だけでなく、利用者側も処罰の対象になったことを理解させ、違法サイトからむやみに音楽データをダウンロードしない姿勢を身につけさせる。

他の教科への応用例

- 技術・家庭科のファイル共有ソフトによる音楽ファイル、映像ファイルのダウンロードと関連して扱うことができる。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



こうして押さえよう！ まとめの一言

携帯電話の着メロや着うたの音楽には著作権があるので、一般的には対価を支払って利用するものです。着メロや着うたを提供しているサイトには、広告収入をもとに無料で提供しているものもありますが、中には違法サイトも多く、その違法サイト利用者は中学生が最も多いというデータがあります。

choice 「携帯電話の無料着うたサイトには違法サイトがたくさんあります。今までは違法サイトの業者が著作権違法の処罰の対象でした。しかし、著作権法の改正で、違法サイトとしりながらダウンロードした場合も、たとえ私的使用の範囲内であっても違法行為になってしまうことになりました。無料着うたサイトを利用している人は、違法サイトでないか確認し、違法サイトの場合は利用しないようにしましょう。」

こんな風に語りかけたい！ 具体的な展開例

- 携帯電話の着メロや着うたを知っているか、利用したことがあるかなど、簡単な実態調査（アンケート）を行う。
- 着メロや着うたの音楽データも著作物であるので、一般的には対価を支払って利用するものであることを確認する。ただ、中には無料で提供しているサイトもあることを紹介する。
- しかし、その中には違法サイトも少なからずあるので、利用には注意が必要であることを知らせる。
- また、著作権法の改正により、違法サイトと知りながら音楽データをダウンロードすると、利用者側も著作権違反の処罰の対象となったことを知らせ、注意を促す。
- できれば、社団法人日本レコード協会が実施した、違法着うたサイトの利用率の具体的なデータを示すと、よりその問題性を把握しやすくなる。

この事例の実践に参考となる教材・資料

(社)日本レコード協会／違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査

<http://www.riaj.or.jp/release/2008/pr081224.html>

年代	違法サイト利用率
全体	37.4%
12-15才	63.6%
16-19才	55.8% (+10.5pts)
20-24才	41.6%
25-29才	32.8%
30-34才	26.7%
35-39才	24.4%
40-44才	20.1%

文化庁「違法？合法？ダウンロードにご注意！？著作権法改正」（政府インターネットテレビ）

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2824.html>